

いじめをしない・させない学校・家庭・地域作りのために

本リーフレット作成の趣旨

墨田区立幼稚園、小・中学校においてはこれまで、幼児・児童・生徒がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成するとともに、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について指導するなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう様々な取組を行ってきました。

この度、都内公立中学校生徒が自ら命を絶ったこと等を受け、いじめ防止及び生命に関わる重大な事件・事故の防止を改めて徹底するために、本リーフレットを作成することとしました。

このリーフレットは、いじめの問題にかかわって、子どもたちの生活の拠点である家庭・地域において、「子どもたちの心により一層近づくためにはどうしたらよいか」を考えるきっかけになることを願って作成しました。PTA・地域活動の場等で話題にとりあげていただき、それぞれの経験や体験等をもとに話し合いや交流をもち、学校・家庭・地域が連携したいじめ問題への具体的な取組へと進めてくださることを願っています。

平成25年 1月 墨田区教育委員会

いじめに関する基本的な考え方

◇「いじめ」のとらえ方

文部科学省の定義によると、いじめとは「**当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの**」とあります。

墨田区においても、被害を受けた児童・生徒が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識にたっています。

◇墨田区の小・中学校においては

「**いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる**」という認識にたち、以下の取組をすすめています。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、子どもたちに徹底します。
- いじめの早期発見、迅速な対応を徹底します。
- いじめられている子どもの気持ちに寄り添い、徹底して守り通すということを、言葉と態度で示します。
- 重篤ないじめは、被害にあった子どもの心身に非常に大きなダメージを与えることから、「暴力」あるいは「犯罪」とであると認識し対応します。



区立学校の状況

本年度実施した調査では、これまでに比べていじめと認知した件数が増加しています。これは、学校でいじめが増加しているということではなく、学校・保護者がいじめに対する意識を高め、些細な兆候も見逃さないという姿勢が定着したものと捉えています。

◇過去10年間の墨田区におけるいじめの発生状況について (文部科学省：問題行動調査結果より)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小学校	4	3	9	3	40	18	14	13	27	16
中学校	16	14	8	12	26	22	8	6	6	14
計	20	17	17	15	66	40	22	19	33	30

◇平成24年度の状況 (平成24年7月に実施した全校アンケート調査結果より)

項目	いじめが認知された学校数	認知されたいじめの件数	いじめの疑いがあると思われる案件が確認された学校数	いじめの疑いがあると思われる件数
小学校	25校中9校	19件	25校中12校	92件
中学校	12校中5校	17件	12校中11校	36件
計	14校	36件	23校	128件

○いじめと認知されたのは、「嫌がらせ」が24件、「からかい・悪口」が8件、「暴力」も含むものが10件ありました。「疑い」については、内容が軽微で、すでに解消している事例が多く見られましたが、その後の確認により、いじめとして対応を進めた例も見られます。

いじめの事例

次にあげるのは、学校におけるいじめの代表的な事例です。いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりえるもので、その場面や内容も様々です。

	身体的特徴	発達障害	グループのいじめ	ネットでのトラブル
状況	身体的特徴をからかうあだ名で呼んだり、言葉がけをしたりしてからかう。	発達障害のある児童・生徒が、対人コミュニケーションが苦手なことをから、からかったり仲間はずれにしたりする。	少人数グループを作り対立する。または、グループ内の人間関係で、悪口を言い合ったり仲間はずれにしたりする。	学校生活等の内容のブログを書いたところ、批判や悪口の書き込みがなされる。個人情報公表される。
対応	身体的特徴をからかうことは人権侵害であることを理解させましょう。相手を思いやる言葉がけを教えましょう。	人のよいところを見つける姿勢を育てましょう。発達障害の特徴や傾向について、理解を図るようにしましょう。	子どもの友人関係を把握しましょう。友人の保護者と大人同士の協力的な関係を作り、子ども達を見守りましょう。	携帯電話・インターネット等の利用は、保護者がしっかりと管理しましょう。犯罪被害・加害防止のためのでだてをとりましょう。

いじめをしない・させない子どもを育てるために 家庭・地域でできること

いじめの早期発見、早期対応のために家庭において心がけたいこと

ポイント 1 子どもと過ごす時間をつくりましょう

親と子どもの時間が合わないために、一緒に過ごす時間が少なくなっていないですか。学年が進んでも家族と過ごす時間は大切です。食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。

ポイント 2 大人同士の関係をつくりましょう

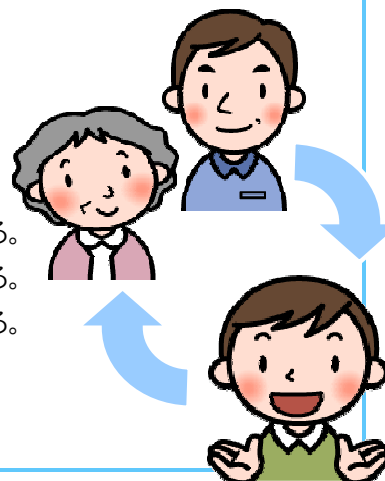
学校行事やPTA活動、地域の行事などに積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。多くの大人たちが、地域の子どもの見守る環境をつくりましょう。

学校、家庭、地域が連携して「いじめをしない、させない子ども」を育てるという意識が大切です。

いじめ発見のポイント 1 【いじめにあっている可能性のある子どもの変化】

加害・被害に関わらず、いじめに関係している子どもは、何らかのサインを発していることが多くあります。家庭で、お子さんの表情や態度等の変化に気づくことがいじめの早期発見につながります。

- 持ち物がひんぱんに壊れる。または無くしてくる。
- 元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。
- 度々お金を要求したり、金品を持ちだしたりするようになる。
- 衣服を汚してきたり、破いてきたりすることが多くなる。
- 理由のわからないアザや傷をつけてきたりする。
- ひんぱんに電話がかかり、誰からの電話か尋ねても答えなくなる。
- 知らないメールアドレスが増えたり携帯料金が急に増えたりする。
- 帰宅時間が遅くなり、誰と一緒にいたのか尋ねても答えなくなる。
- 学校のことを話さなくなり、登校をしづるようになる。
- 転校や退部の話をもち出すようになる。



いじめ発見のポイント 2【いじめをしている可能性のある子どもの変化】

いじめをしていることは、いじめられていること以上に、外からは分かりにくい場合も考えられます。いじめはどこにでもあるという認識で子どもの小さな変化を見逃さない注意が必要です。

- 買い与えた覚えのないものや服を持っている。
- 家族に反抗的な態度が増えた。
- 今まで見せたことのないような険しい表情をするようになる。
- 外出することが増え、帰宅時間が遅くなる。また、誰と一緒にいたのか尋ねても答えなくなる。
- 弱者を軽蔑するような言葉を発するようになる。
- 家族との会話が少なくなり、言葉遣いも荒くなる。
- 家族に暴言を吐いたり、手をあげたりするようになる。
- 特定の友人と常に行動を共にしており、しかもその関係に上下が感じられる。
- 今まで興味をもっていたことに、急に興味を示さなくなる。



「ひょっとしてうちの子が？」と思ったときは…

こどもの変化に気付いたときの対応

ステップ1

まずは、じっくりとお子様の話を聴いてあげてください。子どもの気持ちに共感してあげてください。信頼する大人に話を聞いてもらえるだけで、子ども達は安心感を得ることができます。そのうえで、次のような対応を心がけましょう。

【いじめにあっている場合】

- お子さんが家族にとってかけがえのない存在であること、どんなことがあっても必ず守り抜くことを伝えましょう。
- いじめられていることは、決して恥ずかしいことではないことを伝えましょう。
- お子さんの願いを第一に、解決の方法を一緒に考えましょう。

【いじめをしている場合】

- いじめられている子どものつらい気持ちを理解させます。頭ごなしに叱ることはいけません、いじめの行為自体は毅然とした態度でやめさせましょう。
- いじめを行った背景にある本人の内面のストレスについても家族の問題として一緒に考えることが必要です。
- いじめについては、その行為の態様により、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等をはじめとした刑罰法規に抵触する場合があります。社会で「犯罪行為」にあたることは学校でもやはり「犯罪行為」であるということを、家庭でも指導することが大切です。

そして…



ステップ2

- まず、学校にご相談ください。学校では校長先生のリーダーシップのもと、組織的かつ迅速に対応します。
- いじめ問題の解決のためには、学校・家庭・地域・関係機関が協力して対応にあたる必要があります。事案によっては当事者同士の言い分が食い違う場合もあります。「学校は、担任は何をやっているんだ」というような学校を責めるスタンスでは、いたずらに解決を長引かせることもあります。家庭での子どもの様子等の情報と、教師の把握している学校での子どもの様子をすりあわせ、冷静に事実の確認作業から始めることが大切です。

いじめ問題 Q&A

Q1：子どもがいじめられていると分かった時の対応で最初にすること、対応の基本について教えてください。

A1 まずはしっかりと話を聴き受けとめてあげてください。勇気を出して話してくれたことを褒め、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、必ず守り通すことを具体的に約束しましょう。そして、解決の方法について本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択しましょう。

Q2：子どもがいじめをしていることが分かった場合の対応は、どうしたら良いのでしょうか？

A2 十分な教育相談を行います。頭ごなしに叱ったり、機械的に懲戒を行ったりするだけでは解決にはなりません。「どうしてそんなことをしたくなったのか」「いじめられている方はどんな気持ちだと思うか」など、子ども自身に問いかけてみましょう。その際、本人の言い分を十分に聴き取ることが重要です。子どもの気持を充分汲み取った上で、理由はどうあれ、その行為自体は許されないことであることを理解させ、その行為の結果にどう責任を取れば良いかを一緒に考えるようにします。

Q3：自分の子どもが学校でいじめられていることがわかったとき、学校にどのように伝えればよいのですか？

A3 まず、子どもから聞き取った話の内容を時間順に整理し、具体的な事実をもとに担任の先生（部活動等でのいじめの場合は担当の先生）に相談するのがよいでしょう。また、担任の先生や担当の先生に直接伝えることが難しい場合は、養護教諭、学年主任、生活指導主任、副校長など、別の先生に相談するののひとつの方法です。学校に配置されているスクールカウンセラーなど第三者的な人材に相談するのもいいでしょう。

Q4：子どもが自殺をほのめかすような状況になったら、どうしたらよいのでしょうか？

A4 まずは、死にたくなるほど辛く苦しい状況なのだという訴えを十分に聴き取りましょう。また、その気持ちに共感しましょう。そして、学校や相談機関に連絡し、子どもの安全確保ができるまでは子どもを一人きりにしないようにします。家庭内だけで処理しようとせず、学校・家庭・関係機関とが連携して対応することが重要です。

○「学校に相談しづらい」「専門的な意見を聞きたい」という場合は、下のような専門の相談機関を利用することもできます。

24時間受付 東京都いじめ相談ホットライン	03-5800-8288
すみだスクールサポートセンター 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分	03-3613-0127
すみだ生涯学習センター 教育相談室 祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時	03-5247-2012
警視庁少年相談係 ヤング・テレホン・コーナー 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日・祝日 午前8時30分～午後5時	03-3580-4970

【このリーフレットについてのお問い合わせ 墨田区教育委員会事務局指導室 03-5608-6307】